

小児救急医療体制について(案)

厚生労働省医政局指導課

2013.6.26

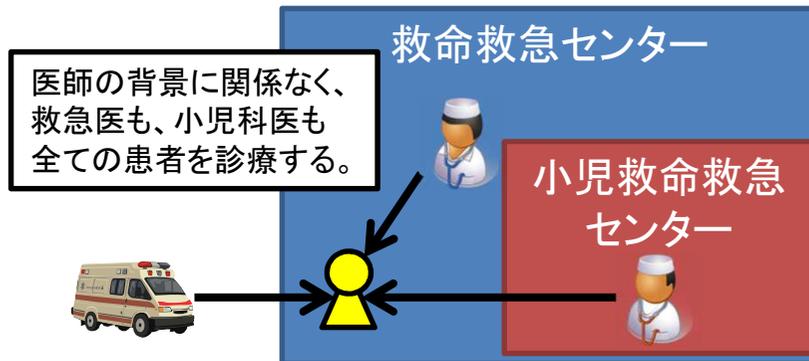
小児救急医療体制について

1. 救命救急医療における救命救急センターと小児救命救急センターの連携

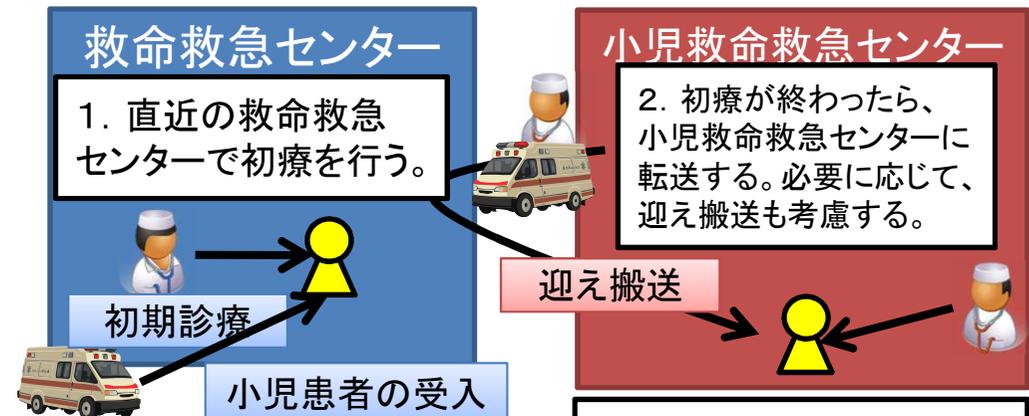
救命救急センターに小児救命救急センターを併設したり、独立型の小児救命救急センターであれば、救命救急センターとの連携を密に取ることで体制の強化を図る。

ショックや外傷等の重症例と、小児期に特有な疾患が急性増悪した場合等の専門医療を要する場合とに分けて、それぞれの連携体制を協議する。また、所有する医療資源によっては、複数の都道府県での連携を視野に入れたブロック別での拠点化も検討する。

救命救急センターに小児救命救急センターを併設する場合



救命救急センターと小児救命救急センターが連携する場合



2. 小児救急医療における小児科医と各科医師の連携

小児救急医療は、小児科医のみならず他科の医師も協力して行っていくことが望ましい。そのためには、他科の医師に対する小児医療の研修や、小児医療に携わる医師の勤務環境の整備を並行して行う必要がある。



4. 小児救急医療とMCを介した他職種連携

小児救急医療が地域の救急医療体制と一緒に検討できるよう、今まで以上にMC協議会への参画を推進する。

3. 小児救急医療に対する国民の理解等

永続的な小児救急医療体制を確保する為に、救急医療に関する知識を啓発することで、国民が救急医療機関の適正利用について理解を深められるような工夫をしていく必要がある。

一方、医療従事者は救急医療機関の利用に関して、家族の努力では対応できない社会環境の存在を理解する必要がある。

救急救命士への指示体制、救急隊員への指導・助言
地域の救急搬送体制、傷病者の受け入れ
その他、地域プレホスピタル・ケアの向上に関すること